


様式第 96 (第 211 条関係)

(表 面)

第 号		
ガス事業法第 172 条第 1 項、第 2 項、第 3 項又は第 4 項の規定による立入検査証		
職名及び氏名		
年	月	日生
年	月	日発行
写 真		押 出 ス タ ン プ
経済産業大臣（電力・ガス取引監視等委員会委員長、経済産業局長、産業保安監督部長、都道府県知事又は市長）		

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とする。

(裏 面)

ガス事業法抜粋

第 172 条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 経済産業大臣は、第 54 条若しくは第 54 条の 4 から第 54 条の 7 まで又は第 80 条若しくは第 80 条の 4 から第 80 条の 7 までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者又は特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録ガス工作物検査機関又は国内登録ガス用品検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第 201 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30 万円以下の罰金に処する。

十七 第 172 条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第 202 条 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、30 万円以下の罰金に処する。

四 第 172 条第 3 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。